

答 申

第1 審査会の結論

実施機関の決定は妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 行政文書の開示請求

審査請求人は、平成23年8月14日、奈良県情報公開条例（平成13年3月奈良県条例第38号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、奈良県警察本部長（以下「実施機関」という。）に対し、「警察官から道路交通法施行令第26条の3の2第3項第5号に関する規定の改正には三権分立の関係上、国会の議決が必要との説明を受けました。法律ではない道路交通法施行令の改正について、国会の議決が必要とされる資料を開示請求します。」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

平成23年8月18日、実施機関は、本件開示請求に対応する行政文書を作成又は取得していないため不存在として、行政文書の不開示決定（以下「本件決定」という。）を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

審査請求人は、平成23年9月11日、本件決定を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第5条の規定に基づき、実施機関の上級行政庁である奈良県公安委員会（以下「諮問実施機関」という。）に対し、本件決定の取消しを求める審査請求を行った。

4 諮 問

平成23年10月13日、諮問実施機関は、条例第19条の規定に基づき、奈良県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、当該審査請求に係る諮問を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

原処分を取り消し、対象文書の全部を開示せよとの裁決を求める。

2 審査請求の理由

道路交通法施行令（昭和35年政令第270号。以下「施行令」という。）第26条の3の2第3項第5号に規定する幼児用補助装置の免除規定に関して、私が警察官

に対して、その有無について再三再四に渡り確認したところ、「法律にのみ基づき執行しているのでそうした規定はない。」との説明を受けたが、納得できないのでさらに確認したところ、司法権、行政権及び立法権の三権分立を前提として、「法律は唯一の立法機関である国会で制定される。」と回答があった。

ここで、問題点として2点挙げられる。1点目として、警察官が「法律にのみ」と発言しており、施行令を無視していること。2点目として、施行令は、法律ではなく行政権に属する命令であり「三権分立」の説明が失当であること。

以上のことから、単なる警察官の法令知識の不足が原因であると考えられる。しかしながら、私が平成〇〇年〇〇月〇〇日付けで警察法（昭和29年法律第162号）第79条の規定に基づき、この件について奈良県公安委員会に対して苦情の申出をしたところ、平成〇〇年〇〇月〇〇日付け奈公委第〇〇〇号において、「適切に対応している」との回答があり、単なる法令の規定の存否について虚偽説明を行った警察官の行為を容認している。よって、捜査手法上の必要性により虚偽説明を行ったものと推測される。

なお、私としては、免除規定が法律、あるいは命令、その他運用解釈基準等のいずれかに規定されておれば、行政救済措置を図ることができるので、特段、法律に拘る必要性はないことは明らかである。

第4 諮問実施機関の説明要旨

諮問実施機関が、理由説明書及び口頭理由説明において説明している本件決定の理由は、おおむね次のとおりである。

1 理由説明書

(1) 開示請求に係る行政文書の性格

審査請求人が求める行政文書は、「法律でない道路交通法施行令の改正について、国会の議決が必要とされる資料」である。

施行令は政令であって法律ではないが、この政令の改正手続きについて、国会での議決を必要とする旨の内容が記載された文書であると認められた。

(2) 不開示とした理由

審査請求人の開示請求文書は「法律ではない道路交通法施行令の改正について、国会の議決が必要とされる資料」であるが、奈良県警察本部では、開示請求文書の作成、取得はない。

日本国憲法第73条第6項により、憲法及び法律の規定を実施するための政令の制定は内閣の事務とされており、また、内閣法（昭和22年法律第5号）第4条第1項により内閣の職権を行うのは閣議によるものとされている。

施行令は道路交通法（昭和35年法律第105号）の規定を実施するための政令であることから、その制定は前記憲法の規定により内閣の事務として閣議において決定されるものであり、国会の議決を必要とするものではない。

したがって、審査請求人が開示請求した「法律でない道路交通法施行令の改正について、国会の議決が必要とされる資料」については、奈良県警察本部が行政文書として作成又は取得することがないことから、本件決定を行ったものである。

(3) 結論

以上のことから、実施機関が行った本件決定は妥当なものであり、審査庁である公安委員会としては、本件決定について原処分維持が適切と考える。

2 口頭理由説明

現場警察官と審査請求人とのやり取りの中で、当該警察官が「道路交通法施行令の改正には、国会の議決が必要である。」などと発言した事実はない。

第5 審査会の判断理由

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 基本的な考え方

条例は、その第1条にあるように、県政に対する県民の理解と信頼を深め、県民の県政への参加を促進し、もって県民の知る権利への理解を深めつつ、県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、公正で開かれた県民本位の県政を一層推進することを目的として制定されたものであり、その解釈・運用に当たっては、県民の行政文書開示請求権を十分尊重する見地から行わなければならない。

したがって、当審査会は県民の行政文書開示請求権を十分尊重するという条例の趣旨に従い、諮問実施機関の意見聴取のみにとどまらず、審査に必要な関係資料の提出を求め、当審査会により調査を行い、条例の適用について判断することとした。

2 行政文書の不存在について

審査請求人は、「警察官から道路交通法施行令第26条の3の2第3項第5号に関する規定の改正には三権分立の関係上、国会の議決が必要との説明を受けました。法律ではない道路交通法施行令の改正について、国会の議決が必要とされる資料を開示請求します。」の開示を求めているのに対し、諮問実施機関は、当該文書を作成又は取得していないため不存在であると主張しているため、以下検討する。

施行令は内閣が制定する政令であり、国会の議決を必要とするものではないため、施行令の改正について国会の議決が必要とされることが記載された行政文書を、実施機関が作成又は取得することは、通常想定し難い。

以上のことから、本件開示請求に係る文書を作成又は取得していないとする諮問実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点はなく、当該行政文書が存在すると推測させる特段の事情もない。

したがって、本件開示請求に対応する行政文書は存在しないとする諮問実施機関の説明は是認できると判断する。

3 結論

以上の事実及び理由により、当審査会は「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の審査経過

当審査会の審査経過は、別紙のとおりである。

(別 紙)

審 査 会 の 審 査 経 過

年 月 日	審 査 経 過
平成23年10月13日	・ 諮問実施機関から諮問を受けた。
平成23年11月10日	・ 諮問実施機関から理由説明書の提出を受けた。
平成23年11月21日	・ 審査請求人から意見書の提出を受けた。
平成24年 3月29日	・ 諮問実施機関から理由説明書（追加分）の提出を受けた。
平成27年11月18日 （第189回審査会）	・ 事案の審議を行った。 ・ 事案の併合を行った。
平成27年12月16日 （第190回審査会）	・ 諮問実施機関から不開示理由等を聴取した。 ・ 事案の審議を行った。
平成28年 1月13日 （第191回審査会）	・ 事案の審議を行った。
平成28年 2月23日 （第192回審査会）	・ 答申案のとりまとめを行った。
平成28年 4月15日	・ 諮問実施機関に対して答申を行った。

(参 考)

本 件 答 申 に 関 与 し た 委 員

(五十音順・敬称略)

氏 名	役 職 名	備 考
い る め よ し お 以呂免義雄	弁護士	会長代理
く ぼ ひ ろ こ 久保 博子	奈良女子大学研究院生活環境科学系 教授 (住生活・住環境学)	
の だ た か し 野田 崇	関西学院大学法学部法律学科教授 (行政法)	
ほ そ み み え こ 細見三英子	元産経新聞社記者	
み な み が わ あ き ひ ろ 南川 諱弘	大阪学院大学法学部・大学院法学 研究科教授 (行政法)、弁護士	会 長